

普通会計財務書類4表分析

■社会資本形成の世代間負担比率

社会資本形成の結果を表している公共資産のうち、純資産による形成割合を見ることで、今までの世代によって既に負担された割合を見ることができます。

また、地方債（長期借入金）に着目することで、将来返済しなければならない、将来世代の負担の割合を見ることができます。

公共資産は、今後も引き続き市民サービスに利用されるものですので、現役世代の負担だけで形成されていることが一概によいとは言えませんが、健全な財政運営の視点で見ると、将来世代の負担にたよりすぎているよりも、現世代が既に負担した割合が高い方が今後の財政運営にとって望ましいと考えられます。

（なお、上記の算式に基づく2つの比率の合計は必ずしも100%にはなりません。）

社会資本形成の現世代負担比率 (%)			
平成24年度		平成23年度	
純資産合計(億円) (A)	公共資産合計(億円) (B)	現世代負担比率 (A)/(B)×100	現世代負担比率
3,135	3,653	85.8%	85.6%

現役世代負担比率の平均的な値は50%～90%の間とされていますので、本市は標準的な割合といえます。

社会資本形成の将来世代負担比率 (%)			
平成24年度		平成23年度	
地方債残高(億円) (A)	公共資産合計(億円) (B)	将来世代負担比率 (A)/(B)×100	将来世代負担比率
575	3,653	15.7%	15.6%

※地方債残高は、固定負債の「地方債」、流動負債の「翌年度償還予定地方債」、社会資本形成の財源としての「長期未払金」「未払金」の合計額です。

将来世代負担比率の平均的な値は15%～40%の間とされていますので、本市は標準的な割合といえます。

■歳入額対資産比率

歳入総額に対する資産の比率を算定することにより、形成されたストックである資産は何年分の歳入が充当されたかを見ることができます。

歳入額対資産比率			
平成24年度		平成23年度	
資産合計(億円)(A)	歳入総額(億円)(B)	歳入額対資産比率 (A) / (B)	歳入額対資産比率
3,834	820	4.68	4.46

※資産合計は貸借対照表の数値を使いますが、歳入合計は資金収支計算書の各部の収入合計の総額に期首歳計現金残高を加算して算出します。

この比率が高いほどインフラ整備が進んでいるといえます。歳入額対資産比率の平均的な値は3.0～7.0とされていますので本市は標準的な値といえます。ただし、歳入総額は景気などの外部要因により変動しやすいですが、有形固定資産が多く含まれる資産合計額は短期間に変動しないため、歳入総額が減少しても一度形成した資産は減少しません。また、有形固定資産が多いとその維持管理経費もかかる可能性がありますので、現時点の比率の値だけで判断することなく将来を見据え総合的・計画的に整備を進める必要があります。

■資産老朽化比率

有形固定資産のうち、土地以外の償却の対象となる資産に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、償却資産をつくってから平均してどの程度経過しているのかを、全体として把握することができます。

資産老朽化比率(%)				
平成24年度			平成23年度	
減価償却累計額(億円)(A)	有形固定資産合計(億円)(B)	土地(億円)(C)	資産老朽化比率 (A) / {(B)-(C)+(A)} ×100	資産老朽化比率
1,621	3,653	2,037	50.1%	49.2%

※(A)～(C)の各数値は、貸借対照表または貸借対照表の注記の数値です。

資産老朽化比率の平均的な値は35%～50%の間とされていますので、本市は標準的な値といえます。ただし、市の施設は年々老朽化が進むため、適切な維持管理などを図る必要があります。

■受益者負担比率

行政コスト計算書の経常収益は、使用料や手数料など行政サービスの提供を受けたり、施設を利用した場合などに徴収される料金等の直接の受益者負担を表しています。

経常収益の行政コストに対する割合を算定することにより、経常行政コストがどの程度受益者の負担で賄われているかがわかります。

受益者負担比率 (%)			
平成24年度			平成23年度
経常収益 (億円) (A)	経常行政コスト (億円) (B)	受益者負担比率(%) (A)/(B)×100	受益者負担比率(%)
33	723	4.6%	4.4%

受益者負担比率の平均的な値は2%~8%の間とされていますので、本市は標準的な値といえます。また、行政目的別分類では、生活インフラ等が1番比率が高く、次に環境衛生、福祉となっています。

■行政コスト対公共資産比率

行政コストの公共資産に対する比率を見ることで、資産を活用するためにどれだけのコストがかけられているのか、また、どれだけの資産でどれだけの行政サービスを提供しているのかを見ることができます。

ただし、行政目的ごとの行政サービスの内容により比率はかなりばらつきます。

行政コスト対公共資産比率 (%)			
平成24年度			平成23年度
経常行政コスト (億円) (A)	公共資産 (億円) (B)	行政コスト対 公共資産比率 (A)/(B)×100	行政コスト対 公共資産比率
723	3,653	19.8%	19.9%

※経常行政コストは行政コスト計算書、公共資産は貸借対照表の数値です。

行政コスト対公共資産比率の平均的な値は、全体では10%~30%の間とされていますので、本市は標準的な値といえます。

行政目的別分類では、福祉が非常に高い数値となりました。これは、福祉分野での行政サービスが、生活保護費など扶助費とよばれる社会保障給付が中心で、公共資産によらない行政サービスを行っているためです。

■行政コスト対税収等比率

純経常行政コストに対する一般財源等の比率を見ることで、当年度に行われた行政サービスのコストから受益者負担分を除いた純経常行政コストに対して、どれだけが当年度の負担で賄われたかがわかります。

比率が100%を下回っている場合は、翌年度以降へ引き継ぐ資産が蓄積されたか、翌年度以降へ引き継ぐ負担が軽減されたことを表しています。逆に、比率が100%を上回っている場合は、過去から蓄積した資産が取り崩されたか、翌年度以降へ引き継ぐ負債が増加したことを表しています。また、比率の値が100%から乖離しているほど、それらの割合が高いことになります。

行政コスト対税収等比率（%）				
平成24年度				平成23年度
純経常行政コスト (億円) (A)	一般財源 (億円) (B)	補助金等受入 (億円) (C)	行政コスト対 税収等比率 (A)/((B)+(C)) ×100	行政コスト 対税収等 比率
690	519	179	98.9%	97.5%

※純経常行政コストは行政コスト計算書、一般財源及び補助金等受入（その他一般財源等の列）は純資産変動計算書の数値です。

行政コスト対税収等比率の平均的な値は90%～110%の間とされていますので、本市は標準的な値といえます。また、95.6%と100%を下回っているので、翌年度以降へ引き継ぐ資産が蓄積されたか、翌年度以降へ引き継ぐ負担が軽減されたことになります。